

土浦市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年3月26日付け土浦市監査委員告示第7号で公表した令和6年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年4月18日

土浦市監査委員

市 原 和 弘

土浦市監査委員

寺 内 充





土都整発第 46 号
令和 7 年 4 月 15 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：都市整備課)



令和 6 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記



監査の結果 (指摘事項)	<確認した事実> 納入通知で納期限を記載していないものがあった。 <措置すべき内容> 会計規則第 13 条によれば、納入通知書の納期限は、通知書の発行日から 20 日以内において定めなければならないが、令和 5 年度定期監査結果報告書の監査委員意見にも同様の記載がされたにもかかわらず、りんりんポート使用料に関する納入通知書に納期限の記載がされていないものが多数あったため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	りんりんポート土浦の使用料については、これまで複写式の納付書に手書きで記載しておりましたが、納期限を含めた必要事項を全て表計算ソフトに入力し、それを反映させて納付書を印刷するように変更するとともに、納期限等の記載漏れがないよう確認を徹底することとしました。また、納期限を表計算ソフトにより一元管理することで、納入漏れも防ぐように取り組んでおります。 なお、りんりんポート土浦条例第 12 条に規定する、行為許可等に係る行為又は利用する日から 30 日を超えない範囲内の日を納期限として、納入通知書に記載するよう処理を行っております。